

訪問型サービスにおける一体的に運営するときの人員配置について

一体的に運営する場合に、人員を兼務することも可能な場合があります。その場合を例示しました。

留意点

- ①「一体的に運営する」とは、同じ事業所の場所で、同じ時間帯に運営することを意味しています。
- ②訪問介護及び予防給付型訪問サービス（以下「訪問介護等」という。）と生活支援型訪問サービスと一体的に運営し人員を兼務するときの勤務表は、それぞれのサービスに従事する時間を分けて表記する必要がありますので、ご注意ください。
- ③同じ場所であっても別の曜日又は別の時間帯で運営する場合には、一体的に運営する場合に該当しないため、それぞれの人員基準等を満たす必要がありますので、ご注意ください。

1. 予防給付型訪問サービス（現行相当）と訪問介護の一体型

予防給付型訪問サービスと訪問介護を一体的に運営する場合は、訪問介護の人員基準を満たす必要があります。

例≪予防給付型訪問サービスの利用者20人及び訪問介護の利用者20人の場合≫

	人員配置の必要数
管理者	専従、常勤1人以上
訪問介護員等	常勤換算で2.5人以上（図①参照）
サービス提供責任者	訪問介護員等のうち専従、常勤1人以上（図②参照）

図① 訪問介護員等の人員配置

訪問介護員等 常勤換算2.5人以上	
予防給付型訪問サービス利用者20名	訪問介護利用者20名

図② サービス提供責任者の人員配置

サービス提供責任者 専従 常勤1人	
予防給付型訪問サービス利用者20名	訪問介護利用者20名

2. 予防給付型訪問サービス（現行相当）と生活支援型訪問サービス（緩和型）の一体型
 予防給付型訪問サービスと生活支援型訪問サービスを一体的に運営する場合は、予防給付
 型訪問サービスの人員基準を満たした上で、生活支援型訪問サービスの従業者を必要数配
 置する必要があります。

例≪予防給付型訪問サービスの利用者20人及び生活支援型訪問サービスの利用者20人
 の場合≫

予防給付型訪問サービス の人員配置の必要数	生活支援型訪問サービス の人員配置の必要数
管理者 a は、専従、常勤1人以上 訪問介護員等は常勤換算で2.5 人以上	管理者は、専従1人以上（管理者 a と兼務可能） 従業者は、A又はBで対応する。 A 従業者を必要数配置（図③参照） B 訪問介護員等の常勤換算2.5人を超える分 （図④参照）
サービス提供責任者は訪問介護 員等のうち専従、常勤1人以上	訪問事業責任者はA又はBで対応する。 A 訪問事業責任者を従業者のうち必要数配置（図 ⑤参照） B サービス提供責任者が訪問事業責任者の業務 を行う。（図⑥参照） （6ページ注1をご確認願います。）

* 勤務表を記載する際には、予防給付型訪問サービスに従事する時間と生活支援型訪
 問サービスに従事する時間を分けて記載してください。

図③ 訪問介護員等と従業者を別に配置する場合

訪問介護員等 常勤換算2.5人以上	従業者 必要数
予防給付型訪問サービス利用者20名	生活支援型訪問サービス利用者20名

図④ 訪問介護員等が従業者を兼務する場合

訪問介護員等 常勤換算2.5人以上	訪問介護員等 常勤換算2.5人を超える分
予防給付型訪問サービス利用者20名	生活支援型訪問サービス利用者20名

図⑤ サービス提供責任者と訪問事業責任者を別に配置する場合

サービス提供責任者 専従 常勤1人	訪問事業責任者 必要数
予防給付型訪問サービス利用者20名	生活支援型訪問サービス利用者20名

図⑥ サービス提供責任者が訪問事業責任者を兼務する場合

サービス提供責任者・訪問事業責任者 常勤1人	
予防給付型訪問サービス利用者20名	生活支援型訪問サービス利用者20名

例≪予防給付型訪問サービスの利用者35人及び生活支援型訪問サービスの利用者25人の場合≫

予防給付型訪問サービスの人員配置の必要数	生活支援型訪問サービスの人員配置の必要数
管理者 a は、専従、常勤1人以上 訪問介護員等は常勤換算で2.5人以上	管理者は、専従1人以上（管理者 a と兼務可能） 従業者は、A又はBで対応する。 A従業者を必要数配置（図⑦参照） B訪問介護員等の常勤換算2.5人を超える分（図⑧参照）
サービス提供責任者は訪問介護員等のうち専従、常勤1人以上	訪問事業責任者はA又はBで対応する。 A訪問事業責任者を従業者のうち必要数（図⑨参照） Bサービス提供責任者を常勤換算0.5人以上（図⑩参照）（6ページ注1をご確認願います。）

* 勤務表を記載する際には、予防給付型訪問サービスに従事する時間と生活支援型訪問サービスに従事する時間を分けて記載してください。

図⑦ 訪問介護員等と従業者を別に配置する場合

訪問介護員等 常勤換算2.5人以上	従業者 必要数
予防給付型訪問サービス利用者35名	生活支援型訪問サービス利用者25名

図⑧ 訪問介護員等が従業者を兼務する場合

訪問介護員等 常勤換算2.5人以上	訪問介護員等 常勤換算2.5人を超える分
予防給付型訪問サービス利用者35名	生活支援型訪問サービス利用者25名

図⑨ サービス提供責任者と訪問事業責任者を別に配置する場合

サービス提供責任者 専従 常勤1人	訪問事業責任者 必要数
予防給付型訪問サービス利用者35名	生活支援型訪問サービス利用者25名

図⑩ サービス提供責任者が訪問事業責任者を兼務する場合

サ責非常勤 常勤換算0.5人以上	サービス提供責任者・訪問事業責任者 常勤1人
予防給付型訪問サービス利用者35名	生活支援型訪問サービス利用者25名

3. 生活支援型訪問サービス（緩和型）と訪問介護の一体型

生活支援型訪問サービスと訪問介護を一体的に運営する場合は、訪問介護の人員基準を満たした上で、生活支援型訪問サービスの従業者を必要数配置する必要があります。

例≪訪問介護の利用者20人及び生活支援型訪問サービスの利用者20人の場合≫

訪問介護の人員配置の必要数	生活支援型訪問サービスの人員配置の必要数
管理者 a は、専従、常勤1人以上	管理者は、専従1人以上（管理者 a と兼務可能）
訪問介護員等は常勤換算で2.5人以上	従業者は、A又はBで対応する。 A 従業者を必要数配置 B 訪問介護員等の常勤換算2.5人を超える分
サービス提供責任者は訪問介護員等のうち専従、常勤1人以上	訪問事業責任者はA又はBで対応する。 A 訪問事業責任者を従業者のうち必要数配置 B サービス提供責任者が訪問事業責任者の業務を行う。（6ページ注1をご確認願います。）

* 勤務表を記載する際には、訪問介護に従事する時間と生活支援型訪問サービスに従事する時間を分けて記載してください。

例≪訪問介護の利用者35人及び生活支援型訪問サービスの利用者25人の場合≫

訪問介護の人員配置の必要数	生活支援型訪問サービスの人員配置の必要数
管理者 a は、専従、常勤1人以上	管理者は、専従1人以上（管理者 a と兼務可能）
訪問介護員等は常勤換算で2.5人以上	従業者は、A又はBで対応する。 A 従業者を必要数配置 B 訪問介護員等の常勤換算2.5人を超える分
サービス提供責任者は訪問介護員等のうち専従、常勤1人以上	訪問事業責任者はA又はBで対応する。 A 訪問事業責任者を従業者のうち必要数配置 B サービス提供責任者を常勤換算0.5人以上 （6ページ注1をご確認願います。）

* 勤務表を記載する際には、訪問介護に従事する時間と生活支援型訪問サービスに従事する時間を分けて記載してください。

4. 予防給付型訪問サービス（現行相当）と生活支援型訪問サービス（緩和型）と訪問介護の一体型

予防給付型訪問サービスと生活支援型訪問サービスと訪問介護を一体的に運営する場合は、訪問介護等の人員基準を満たした上で、生活支援型訪問サービスの人員基準を満たす必要があります。

例≪訪問介護の利用者20人及び予防給付型訪問サービスの利用者20人、生活支援型訪問サービスの利用者20人の場合≫

訪問介護及び予防給付型訪問サービスの人員配置の必要数	生活支援型訪問サービスの人員配置の必要数
管理者 a は、専従、常勤1人以上	管理者は、専従1人以上（管理者 a と兼務可能）
訪問介護員等は常勤換算で2.5人以上	従業者は、A又はBで対応する。 A 従業者を必要数配置（図⑪参照） B 訪問介護員等の常勤換算2.5人を超える分（図⑫参照）
サービス提供責任者は訪問介護員等のうち専従、常勤1人以上	訪問事業責任者はA又はBで対応する。 A 訪問事業責任者を従業者のうち必要数配置（図⑬参照） B サービス提供責任者を常勤換算0.5人以上（図⑭参照）（6ページ注1をご確認願います。）

* 勤務表を記載する際には、訪問介護及び予防給付型訪問サービスに従事する時間と生活支援型訪問サービスに従事する時間を分けて記載してください。

図⑪ 訪問介護員等と従業者を別に配置する場合

訪問介護員等 常勤換算2.5人以上		従業者 必要数
訪問介護利用者 20名	予防給付型訪問サービス利用者 20名	生活支援型訪問サービス利用者 20名

図⑫ 訪問介護員等が従業者を兼務する場合

訪問介護員等 常勤換算2.5人以上		訪問介護員等 常勤換算2.5人超
訪問介護利用者 20名	予防給付型訪問サービス利用者 20名	生活支援型訪問サービス利用者 20名

図⑬ サービス提供責任者と訪問事業責任者を別に配置する場合（パターンⅠ・Ⅱ）

サービス提供責任者 専従 常勤1人		訪問事業責任者 必要数
訪問介護利用者 20名	予防給付型訪問サービス利用者 20名	生活支援型訪問サービス利用者 20名

図⑭ サービス提供責任者が訪問事業責任者を兼務する場合（パターンⅢ）

サ責非常勤 常勤換算0.5人以上		サービス提供責任者・訪問事業責任者 常勤1人	
訪問介護利用者 20名	予防給付型訪問サービス利用者 20名	生活支援型訪問サービス利用者 20名	

サービス提供責任者が訪問事業責任者を兼務する場合（パターンⅣ）

サービス提供責任者 常勤1人		サービス提供責任者・訪問事業責任者 常勤1人	
訪問介護利用者 20名	予防給付型訪問サービス利用者 20名	生活支援型訪問サービス利用者 20名	

《注1 サービス提供責任者、訪問事業責任者及び従事者の兼務について》

原則、訪問介護等と生活支援型訪問サービスを一体的に運営する場合は、訪問介護等の利用者数に応じたサービス提供責任者を配置し、訪問事業責任者を必要数配置する必要があります。ただし、**サービス提供責任者の業務に支障がない場合**にあっては、サービス提供責任者が訪問事業責任者（従事者を含む）の業務についても従事することを可能とします。
 ※勤務表を記載する際には「サービス提供責任者」と生活支援型訪問サービスに従事する時間は分けて記載することに注意してください。

～サービス提供責任者の業務に支障がない場合とは～

訪問介護等及び生活支援型訪問サービスの利用者の合計数を訪問介護等の利用者数とみなした上で、人員基準上必要なサービス提供責任者を配置する場合にあっては、支障がないと考えます。

上記4の例（利用者の合計数60人に対するサービス提供責任者又は訪問事業者責任者の配置（図⑬と図⑭））では次のようなパターンが考えられます。

- I 専従かつ常勤のサービス提供責任者が1人、常勤の訪問事業責任者1人以上が配置されている。
- II 専従かつ常勤のサービス提供責任者が1人、非常勤の訪問事業責任者1人以上が配置されている。
- III 専従で非常勤のサービス提供責任者1人（常勤換算0.5人以上）、常勤のサービス提供責任者と訪問事業責任者の兼務が1人配置されている。
- IV 専従かつ常勤のサービス提供責任者1人、常勤のサービス提供責任者と訪問事業責任者の兼務が1人配置されている。

* 非常勤のサービス提供責任者の配置は、常勤換算での最小が0.5人以上（常勤のサービス提供責任者を配置すべき時間の2分の1以上）となっているので注意すること。